

香川県立高松南高等学校部活動に係る活動方針

「香川県部活動ガイドライン【高等学校版】」（平成31年3月。香川県教育委員会）に基づき、香川県立高松南高等学校における部活動の活動方針を定める。

1 運営

- (1) 部顧問は、より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら部活動を運営する。
- (2) 部顧問は、年間及び毎月の活動計画を作成し校長に提出するとともに、保護者にも説明する。

2 活動時間、休養日等

- (1) 原則として通常練習においては、平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。学校の休業日に大会参加や練習試合等で1日の活動時間を超える場合は、翌週に休養日を設けるなど生徒の健康面に配慮する。
- (2) 原則として学期中は週当たり1日以上休養日を設ける。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設けるなど、各競技の特性等をふまえた上で、年間52日以上休養日を確保するように努める。
- (3) 定期考査発表期間及び定期考査中は、活動時間の短縮や休養日を設けるなど、学習時間の確保に努める。

3 指導

- (1) 部顧問は、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる。
- (2) 体罰は、いかなる場合にも絶対に許されない行為である。また、体罰のみならず、生徒の人格を否定するような発言や行為も許されないものであり、体罰やハラスメントのない指導を行う。

4 安全管理・事故防止

部顧問は、事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い安全管理に努める。事故が発生の場合は、「校内救急体制」等に従い適切な対応をとる。